

要望1 発達障害児・者や家族がこれまで受けていた福祉サービスや相談支援を継続できるように、必要な措置を講ずること。

(回答)

○ 緊急事態宣言が出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、令和2年4月7日付事務連絡において、可能な場合にはサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対して必要な支援が提供されるようにすることや、休業している事業所からの障害福祉サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保することなどを自治体にお示ししております。

また、発達障害者支援センターについても、相談者及び職員の感染防止策を講じた上で、相談内容の緊急性を判断し、対面又は電話等の方法により相談等の支援を実施しています。

要望2 発達障害児・者や家族に対する学習支援や療育支援、カウンセリング等について、感染拡大によって対面などでの相談が困難な場合でも、オンラインによる支援体制を講ずること。また、それに必要な予算措置等を講ずること。

(回答)

○ 新型コロナウイルス感染防止のために、放課後等デイサービスの通所サービスを縮小又は臨時休業する場合でも、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることなどから重要です。この代替的な支援の際に、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能としています。

○ また、令和2年度補正予算においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、発達障害児・者への支援として、発達障害児・者の支援事業所で専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習を推進するための費用を計上しています。

要望3 発達障害児・者を対象にしたフリースペース等の交流拠点に対し、家賃補助などの予算措置を講じること。

(回答)

- 厚生労働省では、「発達障害児者及び家族等支援事業」のメニューの1つとして、「ピアサポート推進事業」を実施しています。この事業では、同じ悩みを持つ発達障害の当事者同士や発達障害児を養育する保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供等を支援しており、フリースペース等の交流拠点を使用してピアサポート事業を行う際の会場使用料も補助対象としています。